

随意契約理由書

1 業務名	阪神高速利用促進戦略等検討業務（2019年度）
2 業者名	阪神高速サービス株式会社
3 随意契約理由	<p>本業務は、安全・安心・快適な阪神高速道路のネットワークを通じてお客さま満足を実現するとともに、関西経済への交流を促進させるインフラ整備や国際イベントの開催を視野に、関西のくらしや活力ある経済の活性化に資する利用促進戦略や施策等について検討することを目的とする。その検討にあたっては、単に交通量の増加や収入の増を目的にするのではなく、高齢化社会やインバウンドの急増など様々な社会を取り巻く課題の解決にも繋がるものとなることを求めている。</p> <p>具体には、ご利用されるお客さまの特性を分析・検証し、課題である新規ユーザーの獲得や交通容量が減少する土休日利用への動機付けとなるよう、利用促進にかかる戦略の策定、並びに、施策及びその認知度向上に資する広報手法等の検討を行うものである。</p> <p>本業務を円滑かつ効率的に実施するためには、当社が実施している利用促進施策の取組内容を把握し、阪神高速道路の利用実態に精通していることが求められ、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、確実にこれらの提案等が可能な知識及びノウハウの蓄積と品質の向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速サービス株式会社は、当社の経営戦略や経営方針に基づき当社のグループ会社として当社と一体となり業務を実施するために設立された会社であり、当社のお客さまサービス向上施策の取組や状況、問題点等を熟知しているばかりでなく、同社が2008年度に実施した「適正な阪神高速の増客・増収方策に関する検討業務」の効果・検証も業務内容に含まれ、継続性の観点からも適切に本業務を効率的に実施すると考えられ、共通の経営目的をもって業務を行い、知識及びノウハウの蓄積と品質の向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p> <p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>